

マイスナーの簿記の基礎

— イタリア式簿記 —

百瀬 房徳

I 序

マイスナー (S.G.Meissner) は、1803年に、オーデル川に臨むシュレージェンの中心都市ブレスラウ (1945年までドイツ領) において初版を刊行した。初版後、30年を経て、さらに、ベルリンにおいて増補版「複式簿記」を刊行した。この増補版では、初版の改訂と初版では見られなかったプロイセン一般国法 (1795) についての解説が付け加えられている。初版にしても増補版にしてもジョーンズに依拠しながらも、複式簿記の核心部分は代わらない。上述のごとく、増補版では特にプロイセン一般国法の解説部分が補足されている。そこでは、若干の解説と簿記およびそれに係わるすべての条文がそのまま示されている。

複式簿記についての核心部分では、簿記の基礎を土台にして、初版とは異なり、イタリア式簿記およびイギリス式簿記について解説し、最終的に、イギリス式簿記に依拠して、マイスナー独自のドイツ式簿記へと論を進めている。

当論文では、マイスナーの考えを詳細に分析するべく、イタリア式簿記、イギリス式簿記およびドイツ式簿記、その後、プロイセン一般国法の解説について個別的に順を追って論ずる。

マイスナーは、これまでの複式簿記、即ちイタリア式簿記では現金、商品、債務者および債権者項目を扱ってきたが、上記の3つの簿記において、一貫して、動産を登場させている。これは、すでに、プロイセン一般国法で規定されている項目である。ここで簿記でも扱われるのは、簿記の発展への一歩であるといえる。

イタリア式簿記は複式記入を基礎としており、マイスナーの論文の基底となっている。したがって、これを基底とする複式簿記であるイタリア式簿記を、まず、探究する。マイスナーは、この探究で、

おのおのの簿記について共通した事例を掲げている。これらの事例に関連して、各々の特徴の理解を深めることにする。

尚、マイスナーの論文の引用箇所は本文の中で括弧により示す。

II 簿記の基礎

1. 複式記入の基礎

簿記の基本は「複式記入の原理」である。この原理は、一貫して、簿記のシステムにおいて貫徹されている。さらに、この原理は、基本的に、2つの原則を軌軸としている。ひとつは「貸借平均の原則」であり、もうひとつは「仕訳の原則」である。両者は簿記において相互に密接に結びついて適用される。

貸借平均の原則は数学の「等式」を援用した原則である。事業取引が、一方では取引対象を、他方では当該対象のもつ価値に対する支払手段という2つの面を持つことによる。その上に、この両者は「等価」であるということがみだされる。この等価を数学の等式に適用したのが「貸借平均の原則」である。それは次の原則で示される。

$$\text{左辺 (借方)} = \text{右辺 (貸方)}$$

この等式の発見が簿記を発展させたのである。したがって、簿記は数学的完全性を前提としている。それ故、簿記論の多くは、初期において数学者によって著された。パチョーリ、ステヒン、ブッシュを始め多くの数学辞典のなかにみられるのである。簿記では単式簿記 (簡略化した複式簿記) および複式簿記があるが、それらの基礎となる貸借平均の原則、即ち、等式は一貫して変わることはない。

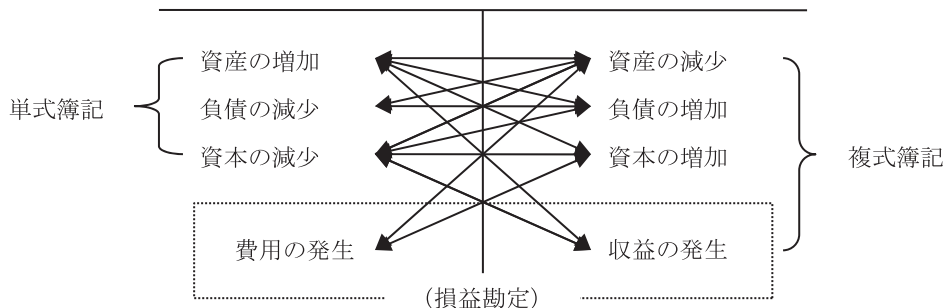
仕訳の原則は、経営および経済の視点から取引を構築しようとするものである。実体の物およびサービスの取引を考慮すると、同時に入ってくるものと出ていくものがある。この二面性を基礎として、数

学の等式に適用する、即ち、貸借平均の原則にしているのである。そこで、仕訳の原則が形成される。ひとつの勘定で二面性を現すために、中央線を引き、左側を借方とし、そして右側を貸方としている。たとえば、簿記では、事業を開始するとき、単純な例で示すと、現金で資本を投資し、事業を開始する。その時、現金勘定は借方に記入され、資本金

は貸方に記入される。それに対して、資本金が償還される時には、現金勘定は貸方に記入され、資本金勘定は借方に記入される。したがって、この例示で見られるように、すべての勘定は、同時に相対する2つの側をもつことになる。このような仕訳の例を総合して、簿記における取引の全体像を示すと「図表－1」の通りである。

図表－1

仕訳の原則



2. 貸借平均の商業帳簿への敷衍

「貸借平均」は商業帳簿全体にわたって貫徹される。したがって、「借方の合計」と「貸方の合計」は一致するという状況が貫徹されることになる。ドイツでは、前期から繰越されてくる項目も仕訳の対象となる。したがって、これは今期の「開始仕訳」となる。この仕訳が元帳の勘定へと転記され、その後、日記帳よりもたらされる取引記録を仕訳し、勘定へと転記し、期末に仕訳帳を締切ると同時に元帳の勘定を締切れば、下記の等式が完成する。

$$\text{仕訳帳の借方合計} = \text{仕訳帳の貸方合計}$$

$$\text{元帳の借方合計} = \text{元帳の貸方合計}$$

この帰結として、仕訳帳の合計は元帳の合計と一致する。即ち、

$$\text{仕訳帳の合計} = \text{元帳の合計}$$

以下、論ずるマイスナーの複式簿記では、イタリア式簿記、イギリス式簿記およびドイツ式簿記では、上記のように、貸借平均が貫徹されている。

3. 仕訳の接続機能

仕訳は簿記のシステムにおいて、終始一貫して、接続機能をはたす。この機能では、各帳簿間および元帳における勘定間を接続させる。

帳簿間の接続では、日記帳と元帳を仕訳を通じて

接続している。日記帳は取引の詳細を示すのに対して、元帳はその取引を元帳の最小単位である勘定で表現している。この勘定を単位として取引を勘定へ転換し、仕訳帳において取引の二重性に基づいて借方と貸方に振り分けて仕訳し、そこに見られる勘定を元帳へ引き渡す働きをしている。

元帳における勘定間の接続では、振替え作業が行なわれる。たとえば、借入金および貸付金の決済では借入金勘定および貸付金勘定が仕訳を通じて調整される。さらには、期間損益のために収益および費用の調整が、そして、損益勘定への損益項目の振替、および資産、負債および資本の残高勘定への振替等がみられる。すべてのこれらの項目は、仕訳帳において仕訳をし、それぞれの勘定へと振替えられる。したがって、これらの諸勘定への振替えは、仕訳が勘定間を接続する機能をもっていることを意味する。

4. 代理人簿記

仕訳は、誰が商業帳簿を記録するかにより簿記全体の思考が基底となっている。ドイツでは、専門家としての簿記方 (Buchhalter) が主人 (Principal) に代わって商業帳簿に記帳している。したがって、簿記の主体は簿記方なのである。このように、主人

に代わって簿記方が記帳する簿記のことを代理人簿記（Buchhaltung von dem Vertreter）と称する。

代理人簿記では、取引が、主人でなく、簿記方を中心に記帳が理解される。したがって、簿記方にとって、取引とその記帳する勘定をどのように理解するかである。それに基づくならば、「借方」は、簿記方からみると、主人から借りたものとみなされ、「債務者」となる。それに対して、「貸方」は、主人が貸したものとみなされ、「債権者」となる。

これは主人が簿記の主体となるまで継続する。現代に至っても左側が借方であり、右側が貸方であるのは、代理人簿記以降も継続している。主人が簿記の主体であると逆とならなければならないが、代理人簿記をそのまま引き継いだため、借方に債権が示され、貸方に債務が示されることとなっている。それ故、理解が容易になされないこととなっている。

マイスナーは、引き続き、この代理人簿記による記帳方法を採用している。

5. ドイツにおける英国法の勘定の締切方法の摂取

イタリアよりオランダへと伝播した簿記は、さらに、イギリスとドイツへ伝播したが、商業帳簿の作成について両者には違いが生じた。特に、ドイツでは、商業帳簿とは簿記システムの全体を現す名称で、商法で使用されている用語でもある。このシステムは時代の経過や国の特性により異なる。

イギリスでは、このシステムこの特性について「会計期間を超えた商業帳簿の継続」といえる。したがって、商業帳簿を永続して使用していることを前提としている。この過程で決算するとすれば、元帳の勘定は当該期間の残高に対して「次期繰越」として勘定を締切り、同時にそれと同額を対応する側に「前期繰越」と記載して取引の記録を開始する。その際、開始仕訳は、すでに勘定記録が行われているので行われない。この方法は英国法と称する。この方法によると下記の「図表－2」となる。

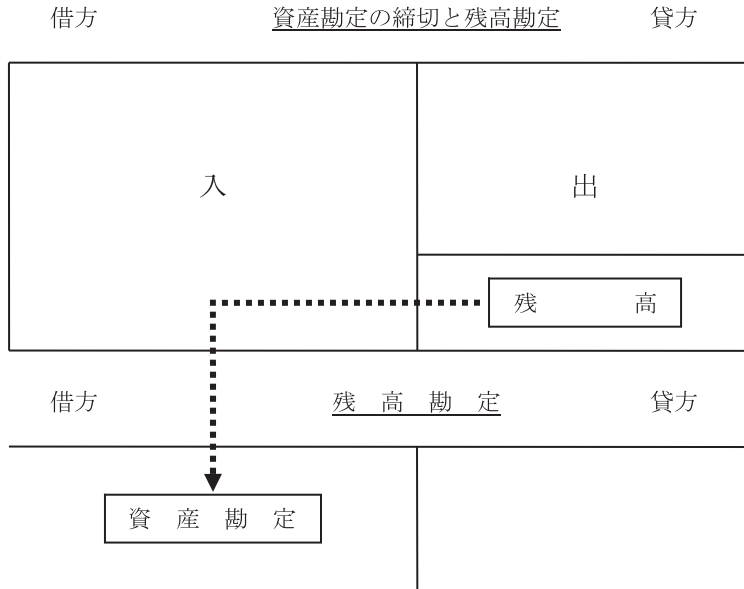
図表－2

借方	英国法による資産勘定の締切と繰越	貸方
入		出
		次期繰越
合 計		合 計
前期繰越		

ドイツでは、このシステムの特徴について「会計期間ごとの商業帳簿の完結」といえる。ここでは、開始財産目録に基づき開始仕訳をし、それを勘定へ振替える。その後取引の記録を開始し、会計期間の取引の記録を終えて、最終的に決算に際して財産目録に基づいて実際在高と帳簿在高を調整し、個々の勘定の損益を集合させて損益勘定を作成する。ド

イツでは、帳簿在高を調整して実際在高が貸借平均表へと至るので、英国法の影響もあり、残高勘定は作成されない。残高勘定が、仕訳を通じて、作成されるとすれば、「会計期間ごとの商業帳簿の完結」が貫徹することになる。この場合の勘定による決算は下記の「図表－3」の通りである。

図表-3



Ⅲ マイスナーの全体像

マイスナーは、まず、「準備の時間」の章において、取引に関して貸借平均の原理を基礎に置いて詳細に論じている。この貸借平均の原則は、数学における等式を簿記へ摂取した原則である。簿記では、貸借平均の原則によると、勘定をT字型とし、左右に分割して左側を借方と称し、右側を貸方と称する。取引とは、法では、所有権の移転が生じることを意味し、その取引を分解して、二重性をみだし、借方、即ち、債務者と貸方、即ち、債権者の等価により記録する。この記録は代理人簿記の原理に基づいて行なわれている。まず始めに、日記帳において、借方と貸方の区分に従って単純にかつ意義あるように記録されることより出発している。マイスナーは下記のように例示している。(s.7~8)

主人がAlbertへ商品を送った場合：

1月1日 Albert in Hamburg (借)
(貸) これこれの私より受取った商品 100Rthlr.

それに対して、主人がBerghardより、商品を受取った場合：

1月2日 Berghard in Hamburg (貸)
(借) これこれの彼より受取った商品 100Rthlr.

つづいて、AlbertとBerghardが相互に決済するとすれば、下記の通りである。

主人がAlbertより受取る場合：

2月14日 Albert in Hamburg (貸)
(借) 彼は支払う 100Rthlr.

主人がBerghardへ支払う場合：

2月18日 Berghard in Stettin (借)
(貸) 彼は受取る 100Rthlr.

これらの分解された取引について、マイスナーは元帳において勘定を設けるとする。(s.8) ここでは、ある者より何を受け取るか、またはこの者に何を請求すべきかを容易に概観できるために、勘定に名称を付すよう求められるところの固有の勘定を取引が成立つそれぞれに対して設けるとする。その際、当人の氏名および住所は、勘定の上部で示し、左半分と右半分にし、まさに、元帳と称される帳簿において示されるとしている。左側ではこの者に支払ったか、または支払わなければならない金額が示される。それに対して、右側では決済により支払われた額が示される。それを示すと下記の通りとなる。(s.8)

(左側)

(右側)

Albert in Hamburg

1833	借方	1833	貸方
1月1日	これこれに対して	2月14日	下記の1月1日に
	私の受け取った Rthlr.100		私より受け取った Rthlr.100

Berghard in Stettin

1833	借方	1833	貸方
2月18日	1月2日に彼よ	1月2日	彼より受け取る
	り受け取った金額をその		im u.f.w. . . . Rthlr.100
	者に支払った Rthlr.100		

ここで、次ぎに来るのは、左側（借方）と右側（貸方）を示す用語についてである。

左側は、通常“Debet”または“Soll”という用語が用いられている。(s.9)

Debet, Soll, hat zu zahlen, hat erhalten.

これらは、下記の意味をもつとする。即ち、

左側にもたらされ、それ故、そこにもたらされなければならないすべての額が、借方または債務者に負担させるところの前述のことに該当する。私はこれを彼より要求しなければならない。彼は私にこれについて債務を負うとする。

それに対して、右側は、通常、“Credit”または“Haben”という用語が用いられる。これらに加えて、下記の名称も用いられる。

Credit, Haben, hat gezahlt, hat zu fordern.

これらは、下記の意味をもつとする。即ち、

右側に記入される項目は、掲げられたものを私より要求しなければならない、私が彼にこの額を義務を負うべく、債権者として貸方となるとする。

このような勘定の形式によって、事業を営む内容がしめされる。これについて下記のようにのべている。(s.9)

商人の事業は、負債（Schulden）または反対の負債（Gegenschulden）の計算において暮らしている者と遮断されるばかりでなく、財産は現金ばかりでなく、同様に、適切な計算を要する商品、国債証券、不動産、証拠書類、備品等々よりなるが故に、財産のこの部分では、上述の連携している者（積極および消極の負債）の観点と同様の処理が行われる。即ち、この者はそのそれぞれの部分に対して、

彼に認識されるところのその増減、並びに長所または短所を容易に概観できるようにするために、特定の勘定を設けるとする。

そこで、これらの内容が勘定にどのように記録されるかである。現金を例にとってみれば、下記の通りである。(s.10)

現金が入って来るならば、収入は現金勘定の左側となる。なぜならば、現金勘定へそれが引渡され、これは借方（Debito）となるからである。それに対して、すべての支出は右側となる。なぜならば、この現金勘定は要求された金額を支払い、そのために貸方（Creditor）とみなされるからである。このことから推定すると、現金勘定ばかりでなく、何らかの対象である現金以外の勘定でも、左側は単純に“入”を、右側は“出”を記録する。この名称は、まさに、“Debet”および“Credit”、または“Soll”および“Haben”に該当する。その際、しばしば、希にしかマイナスとはならないことが考慮されている。その帰結として、右側の額を左側の額より控除するならば、どれほど在高がなければならないか、しかも、どれほど人名勘定では、一方または他方に負債を負っているのかがしめされるとする。

単式簿記（簡略化された複式簿記）と複式簿記の区分については、マイスナーによれば、

前者は、事業に際して、単純に、生活している者およびその若干の財産の部分について簿記の上で遮断するとすれば、これを単式簿記と称されるとする。ここで「簿記の上で遮断する」という意味は、家庭と事業を分離することを意味するもので、小規模事業での家庭からの独立・分離し、事業について

簿記により記録をするという意味である。強いて言えば、単に、事業取引について簡単な記述をするといえる。それに対して、後者は、マイスナーによれば、財産のすべての部分にこの簿記が延長され、これが相互に結びつけられるならば、常に、各々の取引で勘定が、一方に属するのが他方にも書き写されるようにして、他と結び付くならば、複式簿記と称されるとする。(s.10)

この複式簿記については、前述のAlbertと

Bernhard について例示している。(s.10~11) まず、取引の内容について、Albert が商品を受取り、それに対して、後に現金を支払ったと想定するとし、Bernhard は商品を提供し、若干の時の経過後、その額をそれに対して受取り、商品と現金について特定の勘定へもたらしたとすれば、それは複式簿記について論じたように、文書記録がもたらされる。したがって、下記の「図表-4」ように、勘定の例示を示す。

図表-4

勘定の例

左側		右側
<p>(1) 借方</p> <p>4. 1月3日 受け取った商品</p> <p style="text-align: right;">Rthlr. 100</p>		<p>貸方 (1)</p> <p>3. 2月3日 現金支払について</p> <p style="text-align: right;">Rthlr. 100</p>
Berghard in Stettin		
<p>(2) 借方</p> <p>3. 4月1日 支払われた現金</p> <p style="text-align: right;">Rthlr. 150</p>		<p>貸方 (2)</p> <p>4. 3月1日 受取った商品</p> <p style="text-align: right;">Rthlr. 150</p>
Cassa Conto		
<p>(3) 借方</p> <p>1. 2月3日 Albert in</p> <p style="text-align: right;">Hamburg Rthlr. 100</p>		<p>貸方 (3)</p> <p>3. 4月1日 Bernhard in</p> <p style="text-align: right;">Stettinへ Rthlr. 150</p>
Waaren Conto		
<p>(4) 借方</p> <p>4. 4月1日 Berghard in</p> <p style="text-align: right;">Stettin Rthlr. 150</p> <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> <p>借方合計 Rthlr. 500</p>		<p>貸方 (4)</p> <p>4. 1月3日 Albert in</p> <p style="text-align: right;">Hamburg Rthlr. 100</p> <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> <p>貸方合計 Rthlr. 500</p>

「図表-4」の勘定の作成は下記のように説明される。

各々の勘定において左側および右側で、受け入れた数字(1)、(2)、(3)および(4)は、元帳のページ数を示している。そこでは取引の関係が示される。月の前の左側の数字は勘定のページ数が示されており、相対応するこの数字が記されているのがみられる。右側の数字は月の側の次ぎにその日付を示している。このようなマイスナーの例示 (s.11)

は、必然的に、勘定がたの勘定に関連して示された、小規模事業の事例で有意義とみられるように、かつ勘定を相互に独自でコントロールできるように、元帳の額が左側でも右側でも常に一致するように、相互に把握されているとする。

ところで、簿記では、上記のように、「貸借一致」が基本であるので、この一致がなければ、どこかに誤りがあるということになる。マイスナーはこのことについて下記のように論ずる。(s.11) 即ち、

表記の誤りおよび計算の誤りは、締切に際して、左側と右側の合計額または借方と貸方の額が一致しないことにより、即座に発見される。差額は、実際、しばしばせいぜい僅かな額である。それでも誤りを見つけ、それを直すまで、時間を掛けてさがさなければならぬとする。さらに、このような誤りはどのような意義があるのか、次のように論ずる。そこで、小さな見落としでも発見されるならば、同時に、報告されなければならない他の大きな意義ある誤りをもたらすが故にである。逆に、勘定がそれぞれ、それらがこのような方法で相互に把握せず、かわるがわるコントロールしない状況にあるとすれば、非常に容易に、誤りを、現金項目でまたは合計する際に、コラムの取り違いを通じて遭遇するか、またはまったく注意深くしても見つけ出せないままとなるのか、またはずっと遅れて見つけだされるのかであるとする。

IV 帳簿の体系

簿記は、日記帳または現金帳を許に、仕訳に拠って、各帳簿および各勘定を連携させ、最終的に、事業の損益およびどれだけ財産を留めているかを明らかにする。これが簿記をシステムの視点より捉えたものである。その際、この簿記はすべての事業に対して適用されるシステムを備えている。この簿記は、マイスナーによれば、人が市民生活のなかで、常に、個別の事象の充足を促進すべく、あれこれ秩序をもって流れる勘定を、縫いさす不幸または損害を避けるため、必要とするもので、しばしば関連性を考慮して取り組むところの作業であるとする。(s.12)

この簿記について、マイスナーは、取引を合目的に秩序立て、帳簿に付け、複式のイタリア式、イギ

リス式およびドイツ式の様々な方法がみられるとする。これについて、特性に基づいて、帳簿の体系の全体像を考慮するとともに見ていくことにする。

簿記は、歴史的には、フェニキア人を通してカルタゴの人々では知られていた。しかしながら、これは消滅してしまった。その後、簿記は法の規定により、すでに14世紀においてスペインにおいて一般に知られていた。そして、次の15世紀にイタリアにおいて慣用されることになり、イタリア式簿記という名称を獲得したとされる。(s.11)

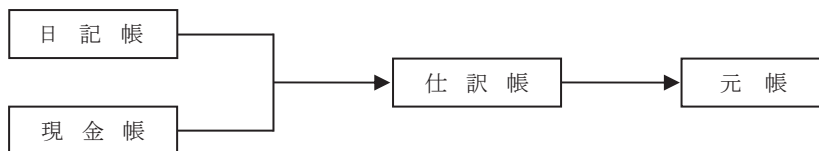
このイタリア式簿記は、ルカ・パチョーリが1494年にベネチアにおいて刊行した辞典「算術、幾何、比、比例全書」により世界へと広められた。このイタリア式簿記は、フランスのサヴァリーを経てオランダ、フランス、イギリスおよびドイツ等の国々へと伝えられている。このイタリア式簿記は、以下の4つの帳簿を必要としている。

- (1) 日記帳 (Memoriarl) : ここでは、すべての日々生ずる取引が、必ずしも現金で報告されないが、順次行われることになる。
- (2) 現金帳 (Cassabuch) : ここでは、すべての現金での収入 (Einnahmen) および支出 (Ausgaben) について報告される。
- (3) 仕訳帳 (Journal) : ここでは、日記帳および現金帳よりもたらされるすべての項目その債務者 (Debitor) および債権者 (Creditor) に従って、記録される。
- (4) 元帳 (Hauptbuch) : 相互に把握された取引よりもたらされる仕訳帳にしたがって、すべてが特定の勘定へ転記される。

上記の4つの項目は下記の「図表-5」のように現される。

図表-5

イタリア式複式簿記



このイタリア式簿記は、1803年のマイスナーの著作では、単式簿記および複式簿記として示されていたが、この1833年の著作では、上記のごとく、「イタリア式複式簿記」として示されている。単式簿記は、複式簿記を簡略化して用いたもので、小規模事業に適しているが、すべての事業には適さないことによるものである。だが、仕訳の機能は両者にとって重要であることにはちがいない。

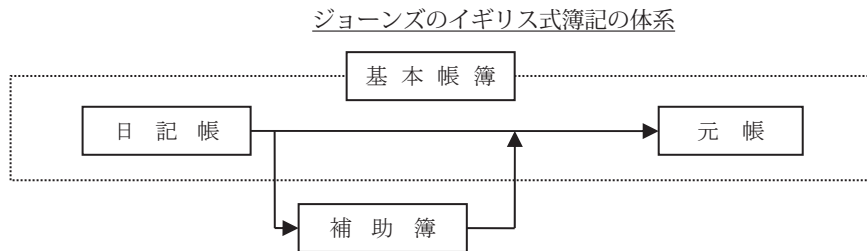
このイタリア式簿記は、オランダを経由して、イギリスおよびドイツへと伝えられる。イギリスにおいても、イタリア式簿記は展開されるが、イギリス式簿記独自の展開がみられる。マイスナーは、イギリス式簿記の代表として、ドイツでもジョーンズの簿記は多くの論者により取り上げられた。その

著書が“Jones's English System of Bookkeeping by single or double Entry”である。マイスナーは、この著書は、最初は非常に賞賛されたが、必ずしもこの長所が保証されないにもかかわらず、この発見者は最大の銀行により自身イギリスの銀行の取締役を約束され、そして特許を取得したとする。加えて、下記の2つの帳簿のみを要求した。(s.11)

- (1) 日記帳：そこでは、すべての取引が現金であろうがなかろうが記録される。
- (2) 元帳：そこでは、日記帳よりもたらされる項目が適切な勘定へ転記される。

上記の2つの項目は下記の「図表-6」によって現される。

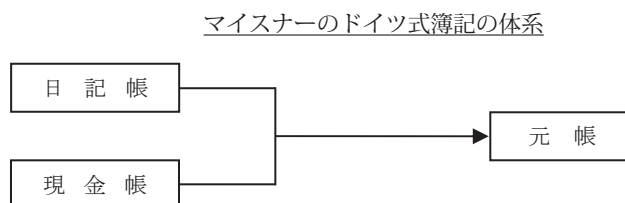
図表-6



マイスナーは、ジョーンズのイギリス式簿記を基礎としてドイツ式簿記を展開する。さらに加えて、イタリア式簿記に従ったところの日記帳と現金帳の

組み合わせについても撰取している。マイスナーの複式簿記は下記の「図表-7」によって現される。

図表-7



したがって、「図表-7」は、3つの帳簿を必要としている。

- (1) 非現金取引に対する日記帳
- (2) 現金取引に対する現金帳
- (3) 上記の2つの帳簿よりもたらされるすべての項目が特定の勘定へ転記されるところの元帳

そこで、マイスナーは、上述の簿記について、イタリア式簿記の簿記方をA、イギリス式ではB、ド

イツ式ではCとして議論を展開している。

事業の開始にあたり、事業者は、現金を資本金として投入する。その時、どのような処理が行われるか。ここでは、継続事業の期首ではないので、財産目録は作成されない。そこで、マイスナーは、通貨5000Rthlr. を投入したとする。したがって、事業は、現金勘定へ受取人 (Empfangen) として借方記入する。それ故、債務者となる。もう一方で、譲渡人 (Geber) としての債権者を貸方記入する。こ

のように、借方と貸方に振り分けて記録するが、簿記方が記帳するので「代理人簿記」が基底となっている。

マイスナーは、この簿記方の記帳についてイタリア式、イギリス式およびドイツ式の簿記システムについて論じている。イタリア式では、特に、現金取引についてみると、「入」では現金帳の借方に記入する。この現金帳は、すべての現金取引を記帳するので現金での資本投下も、その一部として記帳される。それを抽出して現金勘定で記入するとすれば、その借方に記入される。もう一方で、貸借平均により資本金勘定では貸方に記入される。これらは、仕訳を通して行われる。そして、その後、事業による取引の記録が開始される。

イギリス式では、日記帳（簡略化された複式簿記）は、仕訳の機能をもっているので、取引記録とともに仕訳も行われる。そこでは、資本金の投入は貸方に記録される。借方の相対応する勘定は記録されない特殊な記録方法を採用している。資本金での現金の「入」は、別の仕訳で、現金勘定の借方となる。これについても、貸方の相対応する資本金勘定は記録されない。これからして、貸借の一致を充足するために、日々の取引について「借・貸の欄」が設けられ、この欄の合計額と上述で仕訳された借方合計と貸方合計と、さらに、両者の合計との一致が求められる。

ドイツ式では、イタリア式と同様、現金帳で資本金としての現金の投入が現金勘定の借方に記入されるよう指示されると同時に、資本金勘定の貸方に記入されるように指示される。この資本金勘定への指示は、仕訳帳をもたないため、仕訳をせず、直接に記録される。このように、3つの帳簿のシステムでは、事業開始にあたって現金帳または現金勘定の借方に資本金勘定が記録されて、事業取引の記録が開始される。以下、マイスナーの論ずる事業内容について示すことにする。

第1に、資本金を現金で出資することにより事業が開始される。したがって、この現金が事業の基礎資金（Grundfond der Handlung）を構成する。マイスナーでは、Rthlr. 5000を出資して事業を開始している。（現金帳1，元帳1および2）この事業成果は、通常、利益となって現れる。その利益は、損益勘定で算出され、資本金勘定へ振替えられる。

この場合、確かに、勘定では振替がなされているが、仕訳はない。（仕訳帳7）したがって、損益勘定への費用および収益の振替に留まっている。

第2に、商品取引以外に、動産としての備品がマイスナーではみられる。それが、特に注目されるのが、用具勘定（Utensilien = Conto）100rthlr.が記載されていることである。（s.73, 現金帳1）この用具は長期に事業にとどまり、活動に貢献するが、事業経費とは認められていない。それ故、この用具勘定は購入価格で期末に留められ、次期へ繰越されている。（s.93~94, 元帳4）すでに、マーゲルセンにより論じられ、時を置いてプロイセン一般国法第645条において原材料および商品とともに費消として規定されているところの備品の、即ち、マイスナーの論ずる用具の減価償却については考慮されていない。したがって、用具勘定は、費用に中立的で、損益に影響しない存在である。したがって、評価後の原材料および商品の期末在高と同様の取扱いがなされている。

第3に、コーヒーと砂糖の取引事例が勘定で取り上げられている。（s.11）その他については「様々な商品」として扱っている。まず、通常の仕入についてである。ここでは、マイスナーは2つの事例を掲げている。そのひとつの事例では、1月1日に、ゾムマーより販売した砂糖（1168Rthlr. 1Gr. —Fl.）およびコーヒー（429Rthlr. 19Gr. —Fl.）についての送り状が送付されてきたことによりA、BおよびCでは下記のように日記帳において記録される。（日記帳1，元帳6および7）

Aは、複式簿記の日記帳において、これについて記録している。そして、遠隔地の取引では、金額を日々の相場に従って、領邦の鋳貨へ換算して記録するものとしている。そして、これについて仕訳帳において仕訳をし、元帳へもたらされる。Bは、日記帳（仕訳帳的日記帳）において、遠隔地からもたらされるところの情報を送り状帳（Fakturen）において記録するとしている。Cは、日記帳において、Aと同様に、記録するとしている。特に、主要な商品、上記のコーヒーと砂糖の個別の商品では、日記帳に詳細に記録され、元帳においては勘定として設定され、利益がでたかまたは損出がでたかも算出に至る。このように商品勘定で損益が算出されるのは、ひと

つの勘定で仕入も（借方）売上も（貸方）も記録されることによるものである。（元帳6および7）もうひとつの半分は現金取引で、もう半分は掛取引のように合わせた取引では、AとCでは、日記帳と現金帳への取引記録が必要となる。（日記帳2，元帳9）そこで、A、BおよびCの帳簿への記録は下記の通りとなる。

Aは、現金帳において、前述の仕入れた商品の半分について貸方を示して記録し、後者の半分について日記帳において債権者として貸方を示して記録している。Bは、仕訳帳（仕訳帳的日記帳）において、現金仕入と掛仕入を中央の欄で日記帳として取引を詳細に示すと同時に貸方に金額をそれぞれ記録している。（日記帳2および3）両立で示すべき仕入勘定の借方記入は示されていない。Cは、現金帳と日記帳で、Aと同様に記録している。（現金帳1および2）

仕入取引では、プレスラウのザウアーよりシュレージェン亜麻を購入している例をマイスナーは取り上げている。（s.18～19）その際、ハンブルクへと運送人ゲオルゲ（George）により運送されるとする。1月15日に、このシュレージェン亜麻の運送に対して、立替金（Auslage）および手数料（Provision）の処理がおこなわれる。運送人に関して、マイスナーは日記帳において、まず、立替金および手数料の明細を記録している。そこでは、運賃（Fracht）、関税（zoll）、振り落とし物（Absetzen）、中継倉庫料（Niederlage）、小さな経費（kleinen Spesen）、樽の修理（Reparaturen der Kisten）、積み荷料（Einladen）およびチップ（Trinkengeld）等の事業経費の立替金 Rhtlr. 28: 2Gr. および手数料 Rhtlr. 1: — が記載される。（s.62, Memorial 3）その次ぎに、手数料以外の請求された経費の立て替えについて、1月15日に、現金による支払が行われ、現金帳において支払の総額 Rthlr. 28: 2Gr. が記載されている。（s.73, 現金帳1）

その際、Aでは、まず、日記帳に記載され、後日支払がなされた時、現金帳において取引の詳細が記載される。そして、仕訳帳を通して元帳のそれぞれの勘定へ転記される。Bでは、日記帳（仕訳帳的日記帳）において、債権者勘定貸方および現金支払については、現金勘定貸方に記載され、かつ一方の側だけに記載される。加えて、債権者勘定の減少につ

いては、借方に記載され、現金勘定の貸方には記載されない。そして、これらの仕訳された勘定は元帳のそれぞれの勘定へ転記される。Cでは、Aと同様、日記帳および現金帳に記載された内容が、仕訳帳がないので、直接、元帳のそれぞれの勘定へ転記される。その時、日記帳では、経費勘定および手数料勘定の合計 29Rhtlr. 2Gr. を記載し（s.128, 日記帳1）、後日支払われた時に、現金帳では 28Rthlr. 2Gr. を記載する。（s.143, 現金帳1）手数料勘定の 1Rthlr. は利益または正味の稼得の算出のために留保されることになる。この際、経費勘定について、すべての小さな支出が期末に集められる。（s.20）これらについては、AおよびCでは、現金帳に記載される。Aでは仕訳帳を通して、Cでは直接に元帳へ転記される。Bでは日記帳を通して現金勘定へ転記される。

加えて、マイスナーはプレスラウよりハンブルクへの委託商品の販売例を示している。その事例ではプレスラウのザウアーよりハンブルクのゾンマーへの販売委託である。送付された商品は砂糖とコーヒーである。それらは、仕入価格で記載されている。（s.20, 日記帳3）なぜならば、ハンブルクでは販売がどうなるか、いまだわからないからである。それ故、このことは何ら問題にはならないとする。これからして、遠距離の「委託販売」であるといえる。したがって、このことは委託販売勘定への振替えのため、日記帳に置いて仕入価格を借方に記載する以外になにも行われぬとする。（s.20）

これについて、マイスナーは、事例で、プレスラウのザウアーは、3月26日に3個の積荷の染料商品についてハンブルクのゾンマーより販売の報告があると同時に、どれほど事業に留まっているのかも報告を受けたとする。（s.20, 日記帳7）さらに、送付したコーヒーおよび砂糖が現地で小売される場合、主として現金で取引が行われるのが普通である。その際、これらは利益を得て現金販売される。この時、直ちに現金が支払われなければ、商品の受取人マッテス（Matthes）を債務者として日記帳の借方に記載し、その後、現金を受取った時に、現金帳の借方に記載する。

第4に、遠隔地と取引する際に、しばしば手形によるかまたは為替手形による支払または受取が行われる。マイスナーは、ハンブルクにおいて、銀行ゾ

ンザール・クリッゲ (Sonsal Kllige) より2通の手形を発行してもらおうとする。1通目はRthlr. 4000を、2通目はRthlr. 2000だとする。その際、銀行へ現金を支払うので、AおよびCは現金帳(現金帳2)に記載し、Bは日記帳へ記載する。(s.21)

1月9日に、マッテスに対して、いまだ残っている在庫の砂糖およびコーヒーについて現金で支払う。したがって、現金勘定は貸方となる。(s.21) これについて、AおよびCは現金帳(現金帳2)に、Bは日記帳に記載される。

1月12日に、ハンブルクの取引先ゾンマーへ購入した手形を譲渡するとすれば、その譲渡した当人は商品(借方)に対して手形を貸方に記入すると同時に、取引先のゾンマー自体は、借方となる。(s.21) A、BおよびCでは、ともに、日記帳(日記帳4)に記載される。

2月15日に、運送業者シュヴァルトウ(Schwartow)より砂糖およびコーヒーを受取り、運賃(Fracht)および関税(zoll)等39Rtjlr. 24Gr.について現金で支払った。(s.22, Cassa = Buch, s.2) これについて、AおよびCは、現金帳(現金帳2)に、Bは日記帳に記載する。受取った砂糖およびコーヒーについては、両者とも元帳において独立した勘定を持っており、AおよびCは、それぞれの勘定の借方に記載される。Cは商品在高帳に記載される。

ブレスラウのザウアーへの販売の委託については、売上計算書(Verkaufs = Rechnung)の送付を受けた時点で、この仕入価格と売上高との差額が借方に記載される。(s.84, Journal, 3) これについては、A、BおよびCとも日記帳に記載される。この委託販売では、当該商品の「実際の販売」が行われた時に、商品の販売が完了する。ザウアーは、送付した商品の半分は正規の販売とし、もう半分は委託による販売とした。(s.66) 前者は、送付すると同時に販売となる。後者は販売が完了するまで個別の勘定“Waaren=Conto, zur Hälfte mit Sauer”に留められる。(s.86, 仕訳帳5, 元帳6, 7および18) その後、販売が完了した時、売上計算書をザウアーへ送付する。(s.86, 仕訳帳1および5, 元帳6, 7および18)

仕入代金決済に際して、ザウアーよりマッテスへ、およびザウアーよりムーラーへそれぞれ

3000Rthlr. および2000Rthlr.の手形が送付される。これらは商品に対する手形の譲渡であり、商品自体は販売が完了するまでそれぞれの商品勘定に留められることになる。これらは、A、BおよびCにおいては日記帳に記載される。

3月12日に、ゾンマーより受取った染色商品(Farbewaaren)を販売した。その際、多くの利益を得たとする。この場合、AおよびCは現金帳に記載し、Bは日記帳に記載される。また、これは、“Conto pro Diverse”勘定の借方と“Diverses Waaren”勘定の貸方へ転記される。(元帳19および20)

3月13日に、売上が実現した部分について売上計算書が作成され(s.68, 日記帳5)、ゾンマーへ送付する。計算書によると、2279Rthlr. 8Gr.を得た。その際、A、BおよびCは日記帳において記載する。その際、売上額より経費53Rthlr. —Gr. および手数料54Rthlr. 14Gr. は控除される。(s.68, 日記帳1, 9) この商品については、すでに、1月26日に委託販売のために受取ったものである。(s.63, 日記帳1, 4) その際、金額は2000Rthlr. —Gr. であったので、この額と上記の経費と手数料の合計額を控除すると超過額は180Rthlr. 18Gr.となる。(s.95, 元帳8)

3月14日には、マッテスは、2000Rthlr. —Gr.を現金で支払い(s.95, 元帳9)、17日にはムーラーは3000Rthlr. —Gr.をザウアーの手形のみにより支払う(s.99, 元帳16)。両者とも現金勘定で処理している。これらは、AおよびCの現金帳に、そしてBの日記帳に記載されている。(日記帳8)

3月21日には、“Carol Reis”を10tonen、および“Englischen Pfeffer”を10Vallen現金で購入する。(s.77, 現金帳, 3) これらは、AおよびCにより現金帳で記載する。そして、Bにより日記帳に記載する。これらの商品は、主力商品ではなく、個別の勘定は開設せず、総合して「様々な勘定(Diverses Waaren = Conto) において記載する。(s.100, 元帳19)

3月23日には、ムーラーより“Englische Primint”を100Stein購入する。これについては、同時に、商品の引渡しに際して、支払をする必要はなく、おそらく、他の日またはさらに後日に行われる必要があるとする。このような購入はA、Bおよ

びCとも日記帳に記載される。“Priment”については個別の商品勘定でなく、「様々な商品勘定」に記載されるとする。(元帳19) さらに、この勘定では、商品が最終的に販売されるまで残るとする。(元帳19)

3月27日には、ブレスラウのザウアーより、彼の半分の商品、即ち、砂糖およびコーヒーについて売上計算書(Verkaufs=Rechnung)が到着する。(s.69, Memorial, 10) ザウアーについて、A、BおよびCがそれぞれの日記帳において記載してきたように、利益の半分の正味額は、102Rthlr. 18Gr. 9Pf.であった。ここに至るまで、下記の状況があったとする。到着の次ぎの日に若干の“Pfeffer”、“Reis”および“Priment”を購入しようとする商人を見出したとする。彼等には、注意深く信用を認めるべく、記憶を持ち合わせておらず、それ故、これらの事項は日記帳に記載される。というのも、この帳簿は、小さな商品のみを購入し、稀少な取引のみを行い、そして、個別の勘定を元帳で示すのではないので、かかる小さな債務者を集めて“Conto pro Diverse”という勘定を設けるものとする。(元帳18)

第5に、このように、事業を経営するには諸経費がかかる。この経費については、事業経費(Handels = Unkosten)と家計費(Haushaltung = Unkosten)がみられる。(s.79, 元帳15および16)前者では、特別、個別に、利息勘定が設けられている。この勘定は事業を運営する時に借入をする場合、それに対するコストである。そのほかに、事業経費には、店舗の使用料(Gehalt)、他領邦の貨幣との換算差額(Agio)、運送費、支払手数料等々がある。家計費は店主の居住用の賃借料(Miete)等で家計の私的な用途に支出される項目が掲げられる。それぞれの勘定は月ごとに合計されている。

(Per) Waaren=Conto, zur Hälfte mit C. Sauer in Breslau

(An) 3 Creditores	• • • • •	Rthlr. 2551: —: —
An Zucker=Conto	• • •	Rthlr. 1287:—:—
An Caffee=Conto	• • •	1253: 1 : 9
An Handlungs=Unkosten=		
Conto	• • •	10:22: 3

V 仕訳と勘定

1. 日記帳から仕訳帳および元帳へ

日記帳については、AおよびCにおいて、日記帳から現金について記録する現金帳を分離して固有の帳簿として扱ってきた。Bの日記帳は「仕訳帳的日記帳」であり、その中で仕訳帳の機能と日記帳の機能の両機能を備えている。Cにおいては、仕訳帳が省略されているが、仕訳の機能は失われることなく、日記帳または現金帳から元帳の諸勘定へ転記されている。(s.26) それ故、A、BおよびCでは仕訳の基本的原理は忠実に守られており、債務者(借方)と債権者(貸方)へと二分され、取引は分解されて仕訳され、元帳の諸勘定へと転記される。その仕訳の原則は「図表一」の通りである。その際、勘定が基本であり、取引を忠実に表現するところの最小単位である。したがって、この基本的事項を理解すれば、日記帳および現金帳において記載される諸事項(勘定)を次の段階へと進めて転記することはまったく困難ではないとする。(s.26)

2. 取引事例による仕訳と元帳

マイスナーは取引事例において、販売委託ではブレスラウのザウアーとの取引、および受託販売ではハンブルグのゾンマーとの取引を掲げている。ただし、両者とも委託売買として扱われている。

2月26日に、ブレスラウのザウアーへ船舶業者ベレント(Berendt)を通じて砂糖とコーヒーを送付する。このうち半分はザウアー自身勘定で、もう半分は販売委託で当該勘定で記録する。(s.66) 後者については、販売が実際になされて始めて確定する。(s.84) これが委託販売の特徴である。その仕訳は、諸経費を含めて下記の通りとなる。(s.84)

後日、ザウアーは、販売を実現し、売上計算書（諸経費および手数料の控除額を含む）を送付してくる。(s.69) これによると、控除後の売上額は2756Rthlr. 13Gr. 6Fl.であった。送付された総額は、上述のように、2551Rthlr. :—:—であったので、この額を売上額より控除すると、利益が205Rthlr.

3Gr. 6Fl.であるとしている。その半分を受け取るので、額は102Rthlr. 18Gr. 9Fl. となる。その結果、送付した商品の額2551Rthlr. :—:—に利益の額102Rthlr. 18Gr. 9Fl. を加算して2653Rthlr.:18Gr.:9Fl. を受け取ることになる。この仕訳は下記の通りである。(s.69, Hauptbuch 10および18)

(Per) C. Sauer in Breslau

(An) Waaren = Conto, zur Hälfte mit ihm Rthlr. 2653: Gr.18:Fl. 9

ザウアーとの取引では以下の6つの勘定がみられる。

Sauer in Breslau

Commissions = Lager bei Sauer in Breslau

Waaren = Conto, zur Hälfte mit C. Sauer in Breslau

Zucker = Conto

Kaffee = Conto

Handlungs = Unkosten = Conto

2番目の勘定は、“Sauer in Breslau”勘定へ販売したがって振替えられたものである。ここでは、当該勘定は、債務者勘定、即ち、売掛金勘定を意味す

る。加えて、3番目の勘定は、委託商品でいまだ販売が実現していないことを意味する。4および5番目の勘定は、砂糖勘定とコーヒー勘定で、独立した勘定であり、Sauer in Breslau にとって事業の主力商品といえる。6番目は、取引に際して要した事業経費である。

次に、ハンブルグのA. W. Sommerとの受託販売取引について取り上げている。日記帳によると、ハンブルグのゾンマーは、自己の勘定でリスクを負担し、船舶業者“Merzdorff”により販売委託として送り状とともに染色商品を送ってきた。(s.68) それを仕訳すると下記の通りである。(s.68)

(Per) Sommer's Commissions = Waaren = Conto

(An) A. W. Sommer in Hamburg · · Rthlr. 2000 :— :—

したがって、この取引では、“Sommer's Commission = Waaren = Conto”（委託商品勘定）へ送られてきた時に、一時、振替えたことを意味し、“A. W. Sommer in Hamburg”勘定は買掛金勘定を人名勘定で示したことを意味する。

後日、3月31日に、財産目録作成にさいして、誤りがあることが発見され、不足額Rthlr. 180: 18Gr. — が追加記録される。それは下記の仕訳の通りである。

(Per) Sommer's Commissions = Waaren = Conto

(An) A. W. Sommer in Hamburg · · Rthlr. 180: 18Gr.:—

この商品が3月31日に販売され、現金2270Rthlr.: 8Gr.:— を受取り、借方に記載される。この販売に関して、諸経費の控除額と手数料がそれぞれ53Rthlr.:— と45Rthlr.:14Gr.:— が“Commissions = Waaren = Conto”の借方に記載される。したがっ

て、このゾンマーとの取引では下記の勘定がみられる。

A. W. Sommer in Hamburg

Sommer's Commissions = Waaren = Conto

3. 帳簿における諸形式の形成

マイスナーは、仕訳および諸勘定を形式的に統一するため、多くの工夫をしている。仕訳では、取引の二重性、即ち、借方と貸方が同額の故に、債務者

側と債権者側が同時に平衡して示される。たとえば、誤りの修正をする上述の仕訳を示すと下記の通りとなる。

(Per) Sommer's Commissions = Waaren = Conto

(An) A. W. Sommer in Hamburg ・ ・ Rthlr. 180 :Gr. 18 :—

この仕訳は、債務者側（借方）と債権者側（貸方）が同時に平衡して示されている。さらに、両者の側を表すために、債務者側では“Per”が、債権者側では“An”が、それぞれの頭に示されている。そして、貸借が一致しているので債務者側の末尾にひとつ示されている。この仕訳により、元帳のそれぞれ

の勘定の債務者（借方）および債権者（貸方）へと転記される。したがって、諸勘定は取引の二重性を考慮して左・右の欄が設けられている。そして、勘定は、固有で、かつ取引の最小単位で設けられている。上記の仕訳を元帳のそれぞれの勘定に転記すれば下記のようなになる。

8 借方								A. W. Sommer in Hamburg								貸方 8				
								Jan	26	Per Sommer's										
										Commissions =										
										Waaren = Conto	13							180	18	—

13 借方								Sommer's Commissions = Waaren = Conto								貸方 13			
Jan	26	An A.W..Sommer	8		180	18	—												

元帳の勘定記入では借方と貸方に二分されており、両者は同じ形式となっている。まず、月日の欄からはじまり、相手勘定、相手勘定の番号、金額の欄が並んでいる。加えて、仕訳が勘定に転記される際に、相手勘定を記載するので、“A. W. Sommer in Hamburg”勘定では、貸方において“Per Sommer's Commissions = Waaren = Conto”が記載され、それに対して、“Sommer's Commissions = Conto”では借方において“A. W. Sommer in Hamburg”が記載される。特に、相手勘定の番号では相互に連絡がとれるようになっていく。

VI 結 語

簿記そのものは、取引を簿記を通して仕訳して勘

定として元帳において集合させる記録の作業をすることである。そして、最終的に、勘定を締切り、決算を行う。その際、損益勘定、総貸借平均表または残高勘定を作成するに至る。ここでは、仕訳は、取引を勘定単位で分類する簿記における基本である。この仕訳は、貸借平均の原理および仕訳の原理の二つの原理にもとづいて、商業帳簿の作成に、一貫して、基底となっている。

マイスナーは、簿記の全体像を探究するに際して、2つの簿記原理について具体的な事例を示すと同時に、元帳の勘定へ振替の事例を示している。イタリア式簿記は、複式簿記そのものであり、日記帳および現金帳に基づいて、仕訳帳において取引を2つの簿記の原理に従って仕訳をしている。そして、

元帳の諸勘定へと振替えている。仕訳帳および元帳においては、共通して、記録の単位として勘定が用いられている。

マイスナーでは、まず、資本の事業への現金の出資より取引が開始される。事業の運営には動産たる「用具勘定」が登場してくる。事業の中心は商品取引である。これについて、通常の商品売・買の事例および遠隔地における委託による売・買の事例が詳細に論じられている。加えて、事業では必要とされる運送料、手数料、関税、為替に係わる換算差額、借入に対する利息等々の事業経費および家計費の事例も示されている。

マイスナーで特徴あるのは、上記のごとく、「用具勘定」である。ここでは、当該勘定の簿記への登場のみが扱われている。したがって、費消については扱われていない。費消（減価償却）については扱われているとすれば、損益計算へ影響を及ぼすことになる。

拙稿

松尾憲橘・百瀬房徳訳（1985）「貸借対照法の論理」森山書店（クノー・バルト著）。

百瀬房徳（1998）「貸借対照表法の生成史—プロイセン一般国法の形成過程—」森山書店。

- （2002）「体系複式簿記」（初版）森山書店。
- （2009）「体系複式簿記」（改定版）、森山書店。
- （1983）「プロシア一般国法の会計規定の起草者」『獨協大学経済学研究』第32号。
- （1987）「プロシア一般国法における計算規定の形成」『獨協大学経済学研究』第22号。
- （1989）「プロシア一般国法における商人の法の位置付け」、『獨協大学経済学研究』第53号。
- （1993）「プロシア一般国法における商業帳簿」『獨協経済』第60号。
- （1996）「プロシア一般国法における評価問題」『獨協経済』第62号。
- （1996）「ストリッカーの簿記」『獨協経

済』第63号。

- （1997）「ルドヴィシの簿記」『獨協経済』第65号。
- （1997）「サヴァリイよりルドヴィシに伝えられた二つの財産目録」『獨協経済』第66号。
- （1997）「プロシア一般国法の会計規定の生成過程」『会計史』（会計史年報）。
- （1998）「18世紀におけるドイツ会計の生成とその背景」『獨協経済』第67号。
- （1998）「マーゲルセンの簿記」『獨協経済』第64号。
- （2001）「マーゲルセンにおける損益勘定」『獨協経済』第74号。
- （2001）「財産目録の位置付け」『会計』森山書店。
- （2004）「会計制度創始期における評価」『獨協経済』第78号。
- （2007）「ロイヒスと彼の著作」『獨協経済』第84号。
- （2008）「総記法の歴史的意義」『会計学の諸相』白桃書房。
- （2008）「ロイヒスにおける決算手続」『会計総合研究』会報。
- （2009）「ロイヒスにおける複式簿記」『獨協経済』第86号。
- （2014）「ロイヒスにおける単式簿記」『経営論集』第61巻第1号、明治大学経営学部。
- （2014）「ドイツにおけるジョーンズの簿記とその評価」『獨協経済』第88号。
- （2015）「ワーグナーの複式簿記」『獨協経済』第97号。
- （2016）「ゲアハルトの簿記の基礎」『獨協経済』第98号。
- （2017）「ゲアハルトの簿記の実践」『獨協経済』第100号。
- （2017）「ゲアハルトの簿記の制度への対応（1）」『獨協経済』第101号。
- （2018）「ゲアハルトの簿記の制度への対応（2）」『獨協経済』第102号。
- （2018）「ヒングステッドの単式簿記および

びイギリス式簿記の検討」『獨協
経済』第103号.

- (2019)「ヒングステッドの複式簿記」『獨協
経済』第104号.
- (2019)「ヒングステッドの複式簿記の事
例」『獨協経済』第105号.
- (2020)「ブーゼの基礎となる財産目録」
『獨協経済』第106号.
- (2020)「ブーゼの決算処理およびその関
連事項」『獨協経済』第107号.
- (2020)「ブーゼの複式記入と勘定」『獨協
経済』第108号.
- (2021)「帳簿在高と実際在高」『獨協経済』
第109号.
- (2021)「ブーゼによるジョーンズの簿記
の解説」『獨協経済』第110号.
- (2021)「ブーゼによるマイスナーの簿記
の解説」『獨協経済』第111号.